

第4章 「5つの視点」別の特別支援教育の在り方

1. 一人一人に着目した連続性のある指導・支援の充実 (子どもたちへの支援の在り方等)

主な重点項目	状況
① 通常のカリキュラムの中できることの個別の配慮や支援を求めるやさしい雰囲気づくりなどの工夫	私たちの周りには、学習上又は生活上の様々な課題を抱えている子どもたちがいます。 その背景として様々な要因が考えられますが、単に「障害があるのだろう」と決めつけるのではなく、子どもたちの周辺の環境（周囲の大人の子どもへの関わり方など）が影響している場合なども考慮した上で、慎重かつ丁寧に対応していくことが大切です。
② 障害特性に応じた指導・支援方法の研究・周知	教科指導の場において子どもたちが感じる諸課題に対しては、教材の提示方法等を少し工夫するだけで困難さが解消されることもあります。
③ 「個別の指導計画」、「個別の教育支援計画」及び「移行支援計画」の作成・活用	つまり、特別支援教育のノウハウを教科指導に生かしていくこと、そして様々な選択肢を提示することが全ての子どもにとって「分かりやすい授業」づくりの実践につながり、学校全体に好ましい効果をもたらすことを期待することができます。
④ 「交流及び共同学習」の推進	また、「連続性のある指導・支援」という視点においては、学校間、あるいは学校と関係機関等との間における情報の引継ぎを着実に行うことが重要です。「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」等のサポートツールをうまく活用して、切れ目のない支援の継続につなげていく必要があります。
⑤ 就労支援の充実	「交流及び共同学習」の充実により、障害のある子どもが、地域の人たちや他の子どもと関わる機会を積極的に設けることで、障害のある子どもたちの経験を広めて、主体性や社会性の育成につなげていくことも大切です。 また、卒業後の企業への就労に当たっても、企

	業側に必要な情報を確実に伝達して、子どもたちの就労の定着と安定に向けて配慮していく必要があります。
--	---

【平成27年度 北九州市立特別支援学校高等部卒業生（平成28年3月卒業）進路状況】

一般就業	53人
就労継続支援A型	8人
就労継続支援B型	17人
就労移行	9人
自立訓練	8人
生活介護	39人
入所	9人
進学	1人
その他	5人
合計	149人

＜目指す方向性＞

(合理的配慮の実践の蓄積)

- 「合理的配慮」は一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるのですが、実践を積み重ねることにより、様々なケースに対する指導・支援に応用していくことが可能となります。

(独) 国立特別支援教育総合研究所においては、文部科学省の協力の下で「インクルーシブ教育システム構築データベース（通称：インクルDB）」を運営していますが、そこには全国各地の「合理的配慮」の事例が掲載されており、キーワードで検索することもできるようになっています。

こうした有効な支援ツールの存在についても幅広く周知し、引き続き教職員に活用を促します。

(研修体制や関係機関等との連携の強化、校内支援体制の整備)

- 教育的ニーズのある子どもたちが充実した学校生活を送ることができるよう、研修体制や関係機関等との連携体制を強化し、校内支援体制の一層の整備に努めます。

(保幼小の連携)

- 幼稚園、保育所等の保育環境から小学校の学習環境への円滑な接続を図るために、保幼小間の連携を強化します。また、幼児教育の更なる充実を図るために、幼児教育推進員等を配置し、保育所、幼稚園、小学校の代表者や有識者で構成する「保幼小連携推進連絡協議会」と連携しながら、関係機関との調整、保育指導案の作成や手作り教材等に関する情報発信、幼児教育研修会の充実などを図ります。

(子どもが得意なことを生かす教育)

- 教育的ニーズのある子どもたちの中にも、ある特定の分野や事柄において高い能力を発揮する子どもたちがいます。

子どもが得意とするところを生かす教育の在り方については、今後更に注目されることが考えられることから、国内外の先進的な取組等も踏まえた上で、教育的ニーズのある子どものみならず、全ての子どもたちの持てる力を最大限に高めるための教育支援体制の構築につなげていきます。

(特別支援学校における読書活動の促進)

- 障害のある子どもたちの豊かな読書活動の推進に向けて、図書室の整備や蔵書の充実について配慮し、子どもたちが読書の楽しさや喜びを味わうことができる環境整備に努めています。

また、特別支援学校に学校図書館職員を配置し、学校図書館の運営の改善や向上を図ります。

(ＩＣＴ機器等に関する教職員のノウハウの構築)

- 教育的ニーズのある子どもたちの学習上又は生活上の困難に適切に対応するためには、個々の障害の状態や特性に応じた教材・教具を準備する必要がありますが、情報通信技術（ＩＣＴ）の活用も有効な選択肢の一つです。

ただ、学校現場でＩＣＴ機器等の活用による支援を実施する場合には、教職員がその活用によって得られる子どもたちの具体的な成長イメージをきちんと押さえながら使用することが重要です。

そのため、教育センター等を通じた研修体制の強化はもちろん、他都市における先進的な事例等も参考にしながら、効果的な活用の仕方をＰＤＣＡサイクルで変更・調整し、活用のノウハウを蓄積・共有していきます。

(芸術・文化等に接する機会の確保)

- 教育的ニーズのある子どもたちの中には、その障害の特性等によっては、自分が感じている思いや感情を言葉などによって表出することが難しい場合があります。そのような子どもたちであっても、絵画や音楽、身体表現等で感情を豊かに表現できる場合があります。

そのため、「ふれあいコンサート」や芸術家などを学校や施設等に派遣する「アウトリーチ」（いわゆる出前講座）の充実に取り組みます。音楽等を

介して芸術・文化に直に接するとともに、気持ちや思いを表現することや他者との交流の機会を確保することにより、子どもたちのコミュニケーション力の向上等につなげていくことができるようになります。

また、このような取組に対する教職員や保護者等の理解を一層推進するために、学校や家庭等への情報発信についても充実させていきます。

(県立特別支援学校との連携)

- 北九州市内には、視覚障害と聴覚障害を対象とした県立特別支援学校が2校あります。こうした障害種の学校で作成・活用されている教材・教具や指導・支援方法の中には、通常の学級において個別の配慮を必要とする子どもたちに有効なものもあります。

こうした観点から、県立特別支援学校との連携を強化し、子どもたちのニーズに合わせた支援内容の充実につなげていきます。

また、こうした交流を積み重ねることで、児童生徒間の相互理解の促進を図り、教員同士の情報共有の機会の確保にも結び付けていきます。

(高等学校等との連携体制の強化)

- 教育的ニーズのある子どもたちの中には、特別支援学校高等部に進学する場合もあれば、高等学校への進学を選択する場合もあります。

義務教育段階での支援内容や個別の配慮事項等を進学先に適切かつ正確に引き継いでいくことができるよう、高等学校等との連携体制を密にし、教育委員会が開催する研修等への参加を呼びかけるなど、関係性の強化を推進していきます。

(「個別の教育支援計画」等の有効活用)

- 必要な指導・支援の内容が次の就学先や就労先等に正しくかつ確実につながるよう、「個別の教育支援計画」等の必要性や有効性について教職員に対する研修の中で周知し、保護者に適切な説明と協力依頼ができるようになります。

また、保護者に対しては、年度当初の学校説明会時の資料配付、特別支援教育課が発行する「特別支援教育だより」での周知などを通じて、理解の促進を図ります。

(「交流及び共同学習」の充実)

- 障害のある子どもたちの主体性や社会性の育成につなげていくことができるよう、「交流及び共同学習」の充実を図ります。

相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とした交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面を十分に考慮した計画を立て、地域の方や他の子どもたちとの継続的かつ密な交流の機会を積極的に設けていきます。

(作業学習プログラムの充実、特別支援学校同士のプログラムの相互活用)

- 特別支援学校においては、教科指導と併せて「作業学習」（生徒の働く意

欲を培い、将来の職業生活や社会自立に必要な事柄を総合的に学習するもの)を実施しています。

各校の作業プログラムを増やすとともに、他校で実施されている作業プログラムを体験できるような取組についても充実させて、生徒が社会性や協調性、責任感等を着実に身に付けられるようにします。

(就労支援の充実)

- 就労支援に当たっては、進路指導主事のみならず、就労支援コーディネーターや就労支援専門家を引き続き配置・活用し、生徒一人一人の得意なことを生かしながら、自立した社会生活につなげていけるよう、職場実習先や就労先の開拓等に努めます。
また、就労までの間に基本的生活習慣等を十分に身に付けられるよう、一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の充実を図ります。
- 保健福祉局とも連携しながら、障害のある子どもたちが就労した後のフォローアップの充実を図ります。
また、受け入れ側の企業等に対しては、「移行支援計画」等を通じて、一人一人の個別の配慮事項等に関する情報を丁寧かつきめ細かく引き継いでいきます。

《場に応じた支援の在り方》

特別支援学校での支援の在り方

特別支援学校の教職員は、子どもたちの障害の重度・重複化や多様化に対応しながら日々の指導・支援を行うのみならず、地域の特別支援教育の核として、学校・園からの要請に応じて指導・助言を行う必要があり、様々な知識を身に付けておくことが求められています。

つまり、子どもの障害特性や教育的ニーズに適した教材・教具を確保すること、そしてそれを効果的に活用するための知見を常に最新のものにしておく必要があります。

教育委員会では、特別支援学校の教職員がこうした知識を得るための研修体制を強化するとともに、必要に応じて外部専門家から指導・助言を得ることができるよう支援体制を更に充実させていきます。

特別支援学級での支援の在り方

特別支援学級は小・中学校の建物内に設置されている場合がほとんどであることから、特別支援学校と比較しても、通常の学級の児童生徒との「交流及び共同学習」を円滑かつ数多く実施することが期待できます。

障害のある子どもと障害のない子どもが触れ合う機会を幼少期から十分に確保することは、双方の子どもが豊かな心、社会性、互いを思いやる気持ち等を養う上でも重要なことです。

教育委員会としても、「交流及び共同学習」の意義を各校に対して引き続き指導していくとともに、その実施を推進し、必要に応じた指導・助言に努めます。

また、特別支援学級の担任は、設置された小・中学校における特別支援教育の中核としての役割を果たすことが期待されていることから、特別支援教育に係る最新情報を常に得ることができるように、研修内容の充実はもちろん、メーリング・リストを活用した情報提供などの機会を構築していきます。

通級による指導での支援の在り方

「通級による指導」を受ける子どもは、ほとんどの授業を在籍する通常の学級において受けるものの、障害の改善や克服につなげるための特別な指導・支援を通級指導教室で受けています。

そのため、通常の学級の担任と通級指導教室の担当者が連携し、それぞれの学級での様子や指導内容を共有しておかなければ、一貫した指導・支援の実現は不可能です。

こうしたことから、双方で密に連絡を取り合い、定期的に情報交換を行うことで、支援手法の更なる改善につなげていくことが求められます。このことについては、子どもが他校通級している場合には特に重要になります。そうした場合には、テレビ会議システムを活用して、互いの授業視察を行うことなども大変有効な手段であると考えます。

教育委員会としては、以上のような連携体制の構築がスムーズにできるよう、システム環境の整備や効果的な連携事例等の紹介等に努めます。

また、教育的ニーズのある子どもが通級指導教室での指導・支援を受ける場合には、一時的に通常の学級から離れることがあります。そのため、その子どもが疎外感等を味わうことがないよう、他の子どもたちに対して通級指導教室での指導の意義等をよく説明し、理解を促すなど、全ての教職員の意識付けを図ります。

通常の学級での支援の在り方

教育的ニーズのある子どもの中には、集団の中で学ぶことが苦手だったり、ささいな音にでも敏感に反応したり、予定の見通しが立たないとパニックになってしまったりと、様々な特性の子どもがいます。特に、発達障害の場合は外見からの判断がつきにくいなどの理由から、「わがまま」「甘えている」と短絡的に結論付けられてしまう場合も考えられます。

教職員のみならず、他の子どもたちも、特別支援教育の必要性や障害特性等に関する基本的な知識を理解しておけば、教育的ニーズのある子どもとの接し方や関わり方も自ずと変わってくるはずです。

例えば、音に敏感な場合には机や椅子の脚に消音効果のある素材を付ける、集中が難しい場合には目から入る刺激を減らす(教室内の掲示物を調整するなど)、耳からの情報がなかなか理解できない場合には視覚的な教材を補助的に活用するなど、小さな「合理的配慮」であっても、教育的ニーズのある子どもが安心して、主体的に学習できる環境づくりにつなげることができます。

様々な障害特性や教育的ニーズ等について理解を深めることが、誰にとっても

暮らしやすい社会づくりにつながることを、「学校だより」を始めとする様々な機会をとらえて周知していくようにします。

2. 相談支援体制の整備（保護者支援の在り方等）

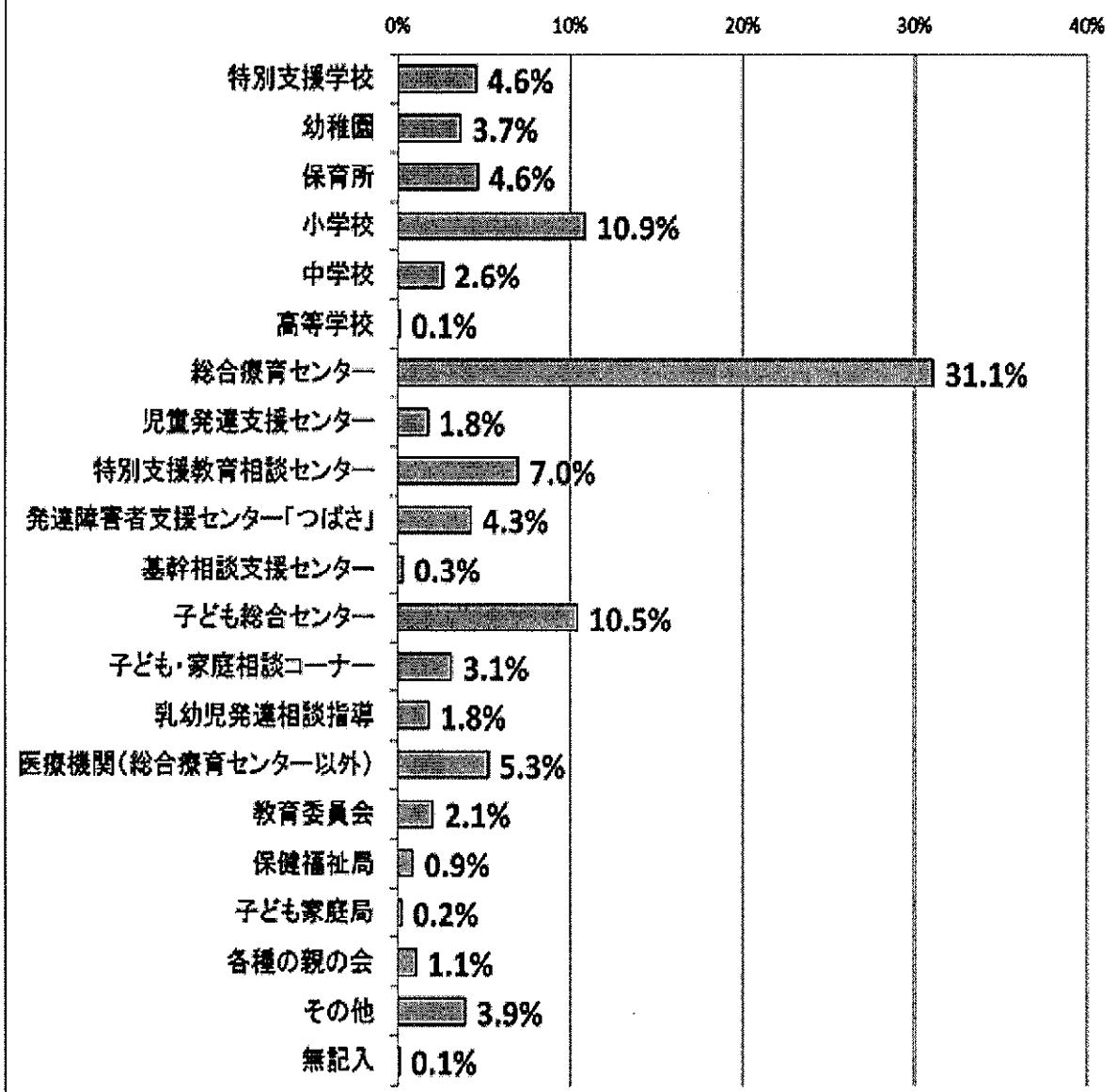
主な重点項目	状況
① 関係局・機関等との連携強化、特別支援学校のセンター的機能の充実	市内には総合療育センター、児童発達支援センター、特別支援教育相談センター、発達障害者支援センター「つばさ」、子ども総合センターなどの様々な相談窓口があります。教育委員会や関係局では、こうした機関のリーフレットなどを作成・配付し、周知を図っています。
② 相談窓口等を分かりやすく周知	特別支援教育相談センターには、「早期支援コーディネーター」が配置されており、就学前の教育的ニーズのある子どもや保護者等が感じる様々な不安や課題に対し、その手立てと一緒に考え、適切な就学先決定に結び付ける役割を果たしています。
③ 学校や関係機関等に対する特別支援教育の理解の推進	<p>上記のような機関のほか、教育的ニーズのある子どもや保護者が学習上又は生活上の心配等の相談を寄せる場として学校・園が挙げられます。</p> <p>市立の各校・園には、特別支援教育コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の役割を担う教職員が位置付けられており、本人・保護者、あるいは外部から寄せられる相談に対して適切な情報提供を行う、あるいは適した相談窓口にきちんとつなぐことが求められています。</p> <p>また、特別支援学校は、学校教育法第74条に基づき、地域の学校・園等の要請に応じて必要な助言・援助を行う「地域の特別支援教育の中核」としての役割（以下「センター的機能」という。）も担っています。具体的な取組例としては、訪問・来校相談の実施、公開講座や各校・園との特別支援教育連絡会の開催、研修会等への講師派遣、教材等の紹介や貸出し、リーフレット等の情報発信等が挙げられます。</p> <p>しかし、保護者アンケートの結果を見ると、「内容に応じた適切な相談先を分かりやすくしてほしい」「教職員や学校間での『対応差』を改善してほしい」「（雰囲気的に）何となく相談しにくい」など、改善を求める意見が寄せられています。</p>

また、学校や保育所などの関係者の相談に関する知識の向上、関係機関等に対する特別支援教育や各種相談窓口の周知の徹底等を求める意見もありました。

教育的ニーズのある子どもたちに適切な指導・支援を実施するためには、早期に課題を発見することが重要であることから、相談体制の改善を図っていく必要があります。

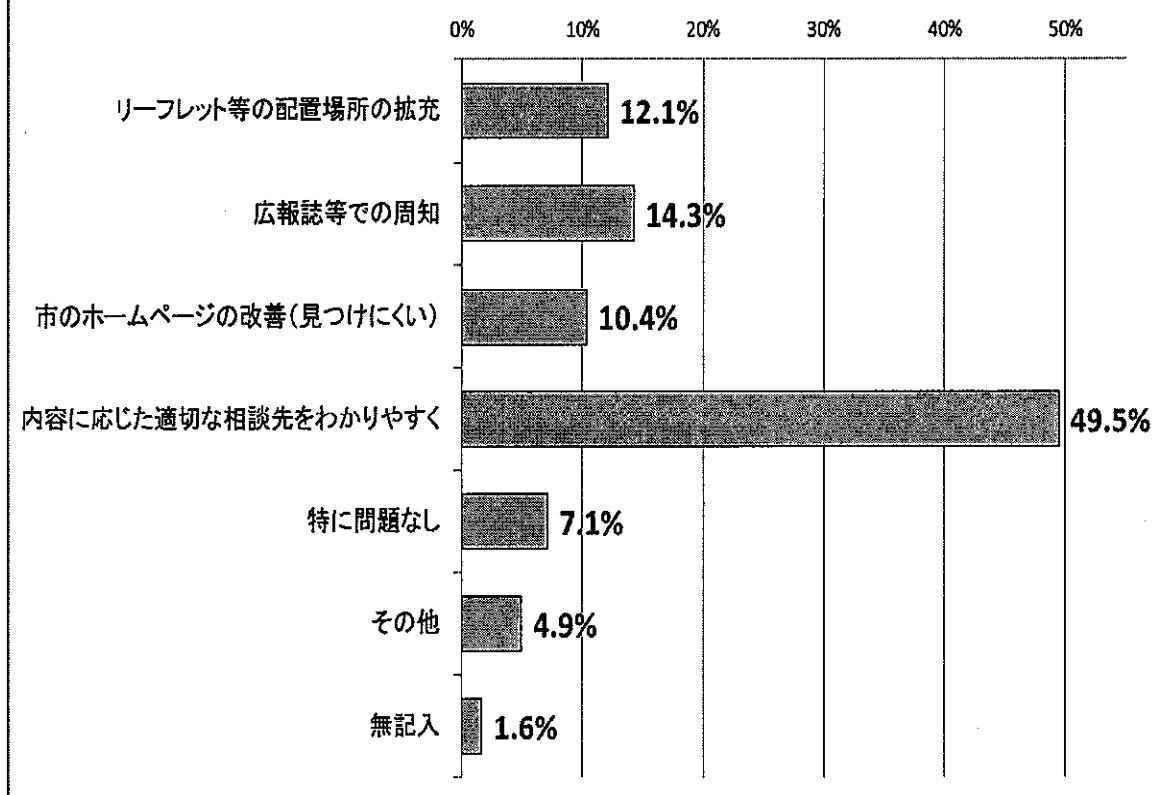
【「北九州市の特別支援教育に関する調査（保護者向け）」：利用した相談機関等】

利用した相談機関等



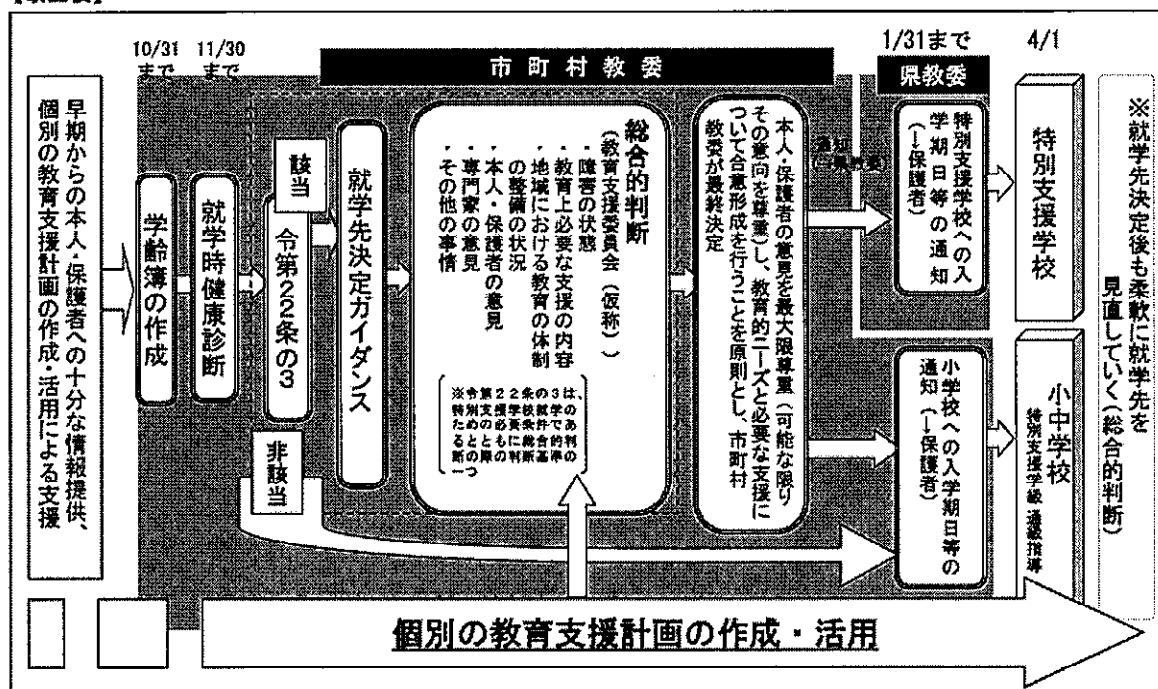
【「北九州市の特別支援教育に関する調査（保護者向け）」：相談機関等を見つけやすくするために】

相談機関等を見つけやすくするには



障害のある児童生徒の就学先決定について（手続きの流れ）

【改正後】



＜目指す方向性＞

(教職員の研修体制の強化と教職員への情報提供の充実)

- 保護者からの相談の内容によっては、教育学・医学・心理学等の専門的な意見や学校・地域の状況等も踏まえた上で、その時点において本人にとって何が一番適切な選択肢であるのかを総合的に判断する必要があります。

学校が本人・保護者等に対する十分な情報提供と円滑な引継ぎ等を実施していくよう、研修体制を強化するとともに、各校・園に対して国内外の施策の動向等について定期的に情報提供し、相談支援体制の充実につなげます。

(コーディネーターの複数配置)

- コーディネーターについては、多様化する障害種や増加する相談件数等に対応するため、また特別支援教育の中核となる教員の育成につなげていくため、各校・園にはコーディネーターの複数配置を引き続き推進していきます。

学校間、あるいは学校と専門機関等との円滑な情報の引継ぎの重要性や必要性を各校・園の管理職に十分説明し、体制整備の推進を継続します。

(保護者の同意に基づいた検査内容や相談内容の共有)

- 各相談窓口において保護者が何度も同じ説明をする、あるいは子どもが同じ検査を受けるといったことがないよう、保護者の同意がある場合には、関係局と協議した上で、それぞれで実施された検査内容や相談内容を可能な限り共有するための仕組みづくりを検討します。

(分かりやすい相談窓口の提示)

- 保護者や学校の教職員にとっても、あるいは関係機関同士がスムーズに連携していくためにも、相談窓口に関する情報を分かりやすく整理しておくことが必要です。そのため、関係局と連携した上で、相談窓口の「早見表」の作成などについても検討していきます。

(就学先決定の仕組みに関する情報提供の充実)

- 特別支援教育相談センターが実施する各種相談事業の際などには、教職員や保護者に対して就学先決定の仕組みに係る情報提供を丁寧に行い、適切な就学先の決定につなげます。

また、就学先決定後も、子どもの状態の変化等により、柔軟に就学先を見直すことができることや、多様な学びの場（選択肢）があること等についても保護者に十分に説明し、安心して学校生活を送ることができるよう配慮します。

(就学前説明会での情報提供の充実)

- 各校での就学前説明会においては、校長から全ての保護者に対して、特別支援教育の意義、各校・園におけるコーディネーターの役割、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家が教育委員会に配置（あ

るいは教育委員会から派遣) されていることなどについて十分に説明を行い、学校を通じて得られる支援にどのようなものがあるのかを明確化します。

これらの情報については、保護者等にも配付している「特別支援教育だより」においても掲載し、幅広く周知を図り、本人・保護者が相談しやすい体制づくりに努めます。

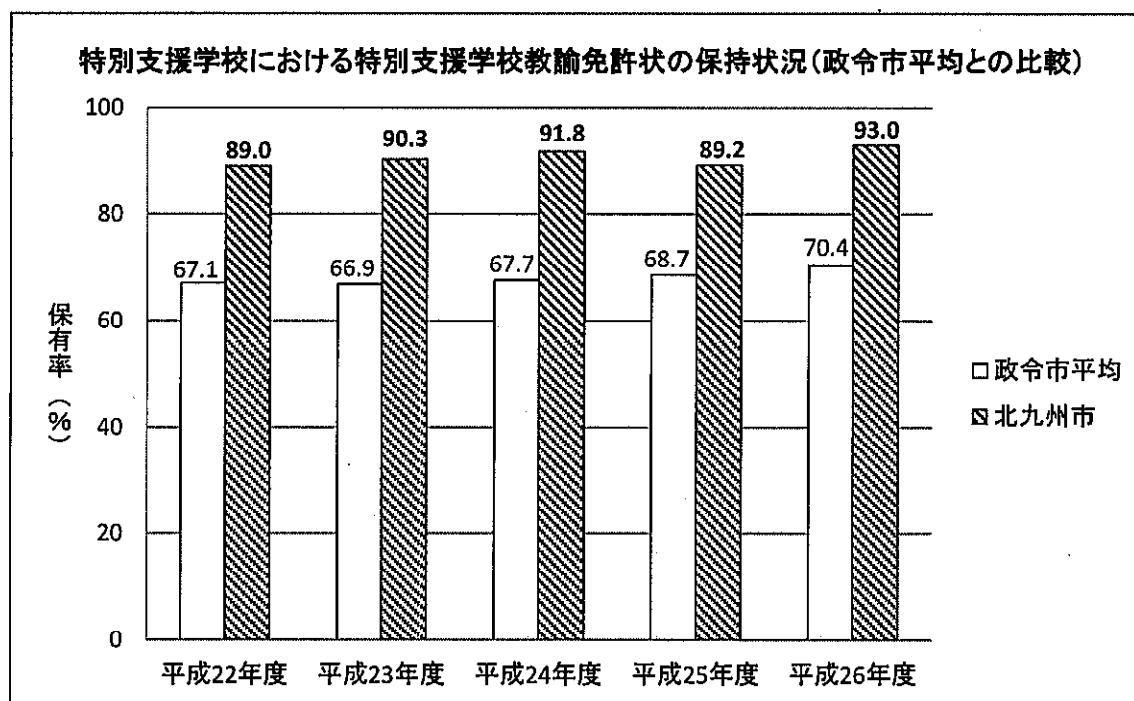
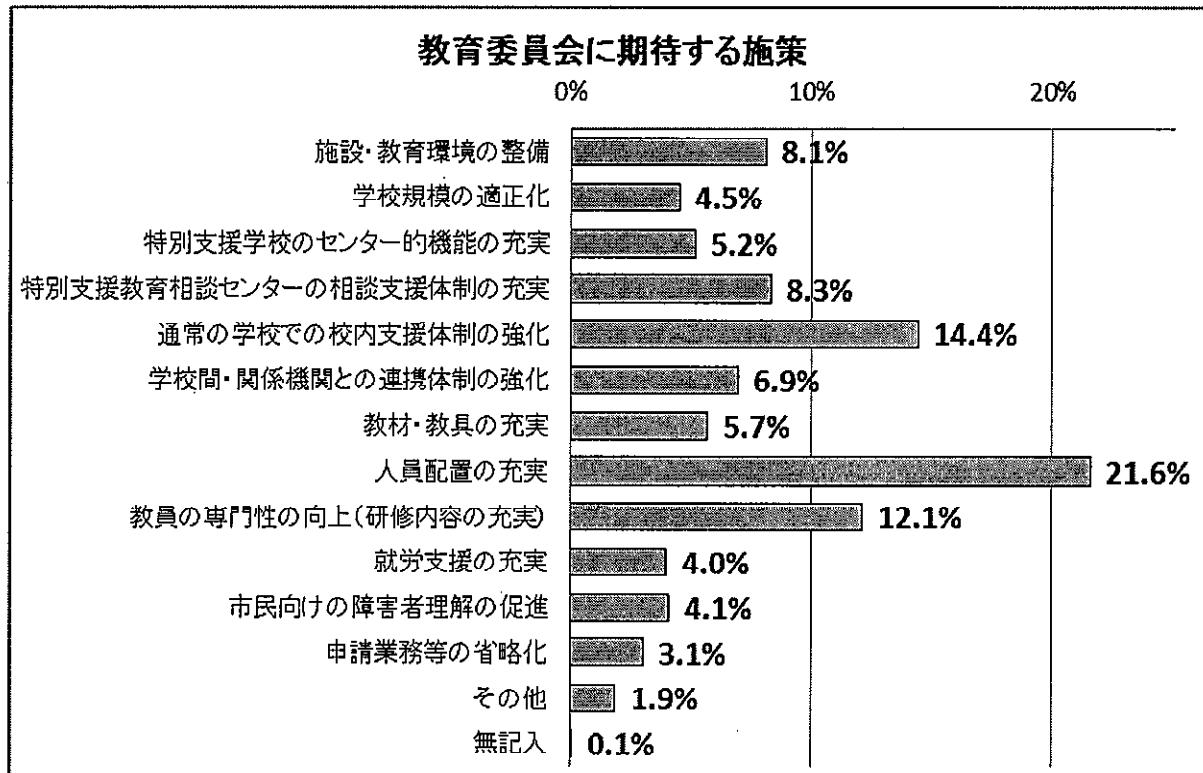
(プラン策定後の特別支援教育の在り方に対するチェック体制の構築)

- 学識経験者や教育、福祉、保健及び医療分野の関係者等により構成される「北九州市特別支援教育連携協議会」により、プラン策定後の特別支援教育の在り方を注視し、相談支援体制の充実に向けて引き続き協議・検討していきます。

3. 教員の専門性の向上、外部人材等の活用（教員養成の在り方等）

主な重点項目	状況
① 教職員の指導力及び専門性の向上	文部科学省が平成24年に実施した「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」においては、知的発達の遅れはないものの、発達障害の可能性のある児童生徒が通常の学級に6.5%ほど在籍している可能性があるとの結果が出ています。
② 「OJT」による専門性の継承	つまり、特別支援教育について考える場合には、いわゆる「グレーゾーン」の子どもたちの存在の可能性についても念頭に置いて、教職員一人一人が意識を高め、その子どもたちが感じている課題を十分に聞き取り、理解し、改善に向けて一緒に努力していく姿勢をもつことが大切です。
③ 特別支援教育担当者や特別支援教育コーディネーターの養成研修	また、本市の教員（講師を除く）のうち、その約半数を50代の教員が占めています。若手の教員数は増えているものの、教科指導等において豊富な経験と高いスキルをもつベテラン教員が、近い将来、大量に退職することが見込まれています。
④ 外部人材等の配置・活用	引き続き優秀な人材を確保すること、ベテラン教員の高い指導力を若い教員に継承していくこと、そして各校・園における特別支援教育の中核となる教員を育成することが喫緊の課題となっています。
	障害の重度・重複化や多様化等に伴い、多面的な視点に基づく指導・支援が求められるケースもあることから、専門家との連携体制の強化や看護師などの専門職の配置・活用も欠かせません。
	また、いわゆる「グレーゾーン」の子どもたちへの効果的な指導・支援を実施するためには、学習支援員、介助員などの外部人材の活用等についても引き続き充実させが必要です。

【「北九州市の特別支援教育に関する調査（保護者向け）」：教育委員会に期待する施策】



<目指す方向性>

(「チーム学校」の観点に基づく教職員全体の特別支援教育の理解促進)

- 平成27年に中央教育審議会から「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）」が出されました。大きな3つの柱として、「専門性に基づくチーム体制の構築」、「学校のマネジメント機能の強化」及び「教員一人一人が力を発揮できる環境の整備」が掲げられています。

こうした観点に基づき、特別支援教育が特定の場所（特別支援学校や特別支援学級、通級による指導）のみならず、全ての学校において実施されるものであることを、研修等を通じて全ての教職員（学校事務職員や嘱託員等も含む。）に対して改めて周知し、特別支援教育に対する理解を促進します。

(各種研修に様々な人材が参加できる体制づくり)

- 教育委員会が実施する研修について、私立幼稚園や保育所等の教職員や関係局の支援員等が可能な限り参加できるよう配慮します。

また、多様化する相談内容等に対応できるようになるためには、子ども家庭局や保健福祉局などの関係局が実施する事業や取組等に関する知識も必要であることから、これらの局が実施する研修にも教職員が可能な限り参加できるよう、関係局と協議した上で検討します。

(研修プログラムの充実及び研修機会の確保)

- 教育センター等が実施する研修プログラムや研修内容を一層充実させるとともに、経験年数や役職に応じたコースの設定、ベテラン教員と若手教員がペアになって行うチーム研修など、様々な切り口による研修を実施していきます。

(私立幼稚園に対する支援)

- 北九州市の幼児期における特別支援教育の充実を図るため、私立幼稚園が特別な教育的支援を必要とする園児を積極的に受け入れた場合の支援の充実を図り、私立幼稚園における受入れの促進につなげます。

(就学前期の指導・支援の充実)

- 特別支援教育相談センターに配置している早期支援コーディネーターは、市立・私立幼稚園のみならず、保育所等からの要請に応じた指導・支援を実施しています。

学習面や生活面で課題を感じる就学前期の子どもや保護者が安心して小学校に入学し、適切な指導・支援を切れ目なく受けることができるよう、引き続き取組を推進していきます。

(中核教員の育成、専門性の確保等)

- 特別支援教育の専門性向上や情報共有の観点から、小・中学校と特別支援学校間の人事異動を引き続き積極的に行います。また、今後とも免許法認定講習を開設し、現職教員の特別支援学校教諭免許の取得を支援していきます。各校・園に設置した校内支援委員会を有効に活用し、研修や実践等を通じて得られたノウハウの蓄積・共有に努めます。

特に、ベテラン教員がこれまでに培ってきた支援手法等を集約し、後任の教員に引き継ぐことを可能にする全市的な仕組みづくりを迅速に行い、中核教員の育成、専門性の確保及び一貫性のある支援の継続につなげます。

(専門性の高い教員の確保)

- 特別支援教育の重要性を鑑み、本市の教員採用試験において特別支援学校教諭免許状を保有する者を対象とした「特別支援学校枠」を設定するなどの工夫をしています。

特別支援教育を必要とする子どもたちは今後も増加が見込まれることから、小・中学校の特別支援学級や通級指導教室を担当する教員についても、特別支援学校教諭免許状を保有する者を配置することが望ましいと考えていますので、引き続き専門性の高い教員の確保に努めます。

(外部専門家等の派遣)

- 現在、特別支援学校や特別支援学級等の要請に応じて、必要に応じて臨床心理士等の外部専門家を派遣し、教職員が専門的な指導・助言を得ることができるよう配慮しています。今後もこうした事業を継続し、教職員が適切な指導・助言を得ながら、自らの知見を高めていくようにします。

(教育的ニーズに応じた人材等の確保・活用)

- 学習支援員や介助員、医療的ケアに携わる看護師、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールヘルパー等を引き続き配置(派遣)・活用し、一人一人の子どもの教育的ニーズに応じた適切な支援に努めます。

(地域の教育資源の組合せによる多面的な支援の充実)

- ある課題が発生した際に、1つの学校の中だけで解決を図ろうとするのではなく、中学校区程度の範囲内にある複数の学校のコーディネーターや教職員同士が連携して課題の対応に当たる、あるいは特別支援学校のセンター的機能を活用しながら対応するといった「域内の教育資源の組合せ(スクール・クラスター)」についても有効であると考えます。

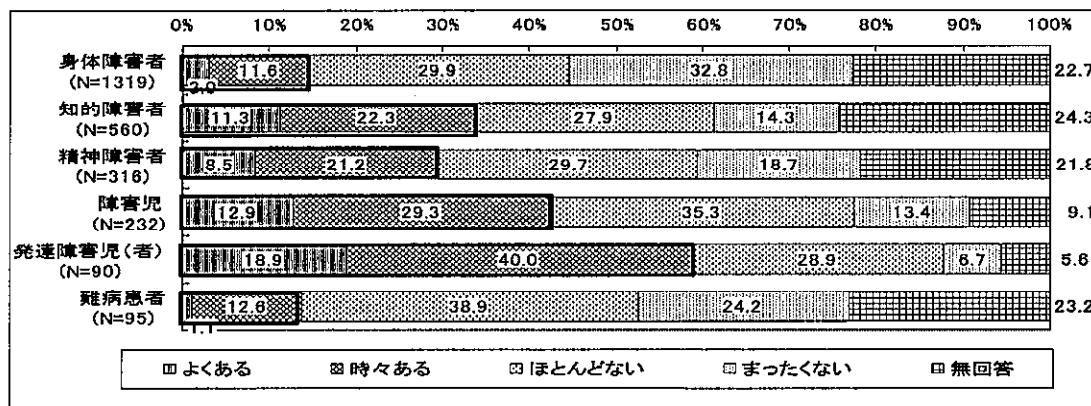
こうした連携が図りやすいよう、小中連携の強化、校区内の教員同士で情報交換しやすくする仕組みづくりなど、多面的な指導・支援体制の充実に努めています。

4. 障害者理解の促進（社会への働きかけの在り方等）

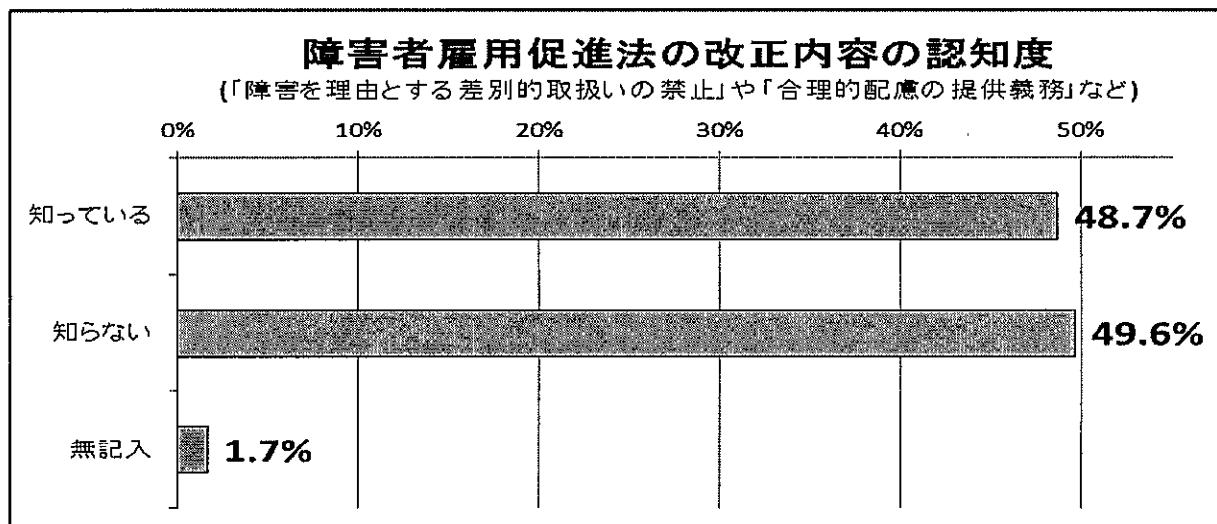
主な重点項目	状況
① 特別支援教育の理解促進 (市民や関係機関、教職員、子どもたちへの情報提供)	<p>障害の中には、発達障害のように、外見からの判断がつきにくい場合があります。こうした場合には、教職員や周囲の最初の気付きが極めて重要ですが、保健福祉局が実施した「平成26年度 北九州市障害児・者等実態調査」においては、発達障害児（者）の約6割が日常生活の中で障害を理由とした差別等を経験しているとのデータがあります。</p>
② 特別支援学校や特別支援学級の活動紹介	<p>障害のない子どもたちや地域の方々が障害特性や適切な支援の在り方を正しく理解し、「地域で暮らす仲間」として関心をもって接することにより、個別の配慮を必要とする方が地域で生活する上での不安や、災害時の混乱等を最小限に食い止めることが可能になると考えます。</p>
③ 「交流及び共同学習」の推進	<p>企業に対する障害者理解の促進を積極的に行うことでも、障害等により個別の配慮を必要とする子どもが将来、地域の一員として自立して暮らしていくためには必要です。</p>
④ 市民や企業の協力を踏まえた教材・教具・作品づくりなど	<p>リーフレットや広報誌等による理解の促進も大事ですが、「参加型」の障害者理解の機会を増やしていくことも有効です。</p>
	<p>教育委員会が実施した企業向けのアンケート調査の中で、障害者雇用促進法の改正内容等の認知度や軽度の知的障害の生徒に対して就労に向けた教育を行う特別支援学校「北九州中央高等学園」の認知度が50%程度という結果が出ています。</p>
	<p>企業に対する本市の障害者施策等についての情報提供の在り方を見直し、一層の充実を図ることも必要です。</p>

【「平成26年度 北九州市障害児・者等実態調査」：障害者差別や人権侵害の経験】

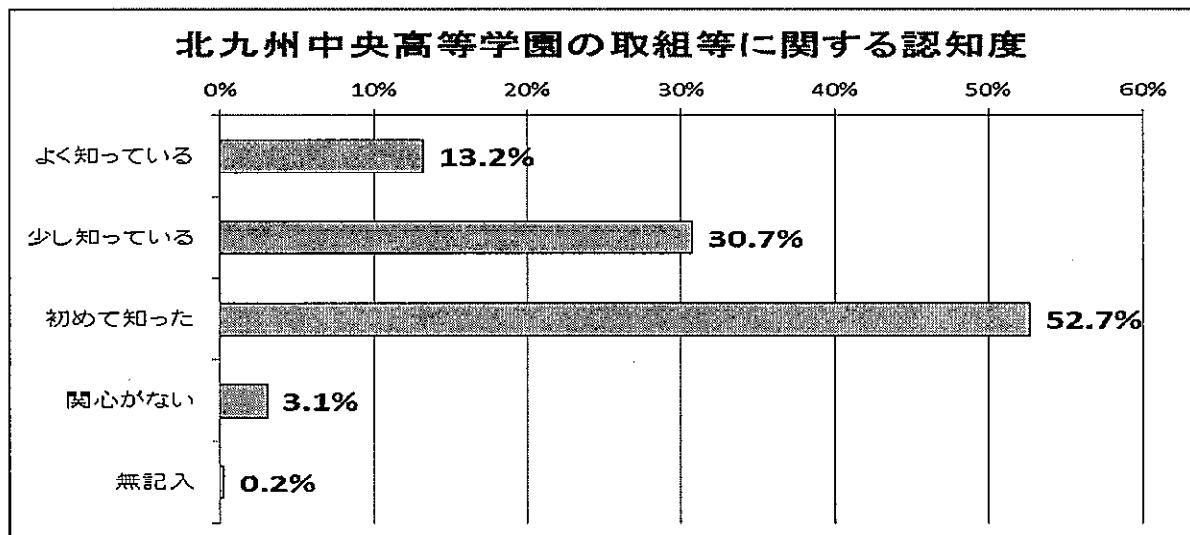
これまでの日常生活の中で障害を理由とした差別や人権侵害などにあった経験（「よくある」と「時々ある」の合計割合）についてみると、発達障害児(者)(58.9%)が最も高く、次いで障害児(42.2%)、知的障害者(33.6%)、精神障害者(29.7%)の順となっている。



【「北九州市の特別支援教育に関する調査（企業向け）」：障害者雇用促進法の改正内容の認知度】



【「北九州市の特別支援教育に関する調査（企業向け）」：北九州中央高等学園に関する認知度】



<目指す方向性>

(人権意識の向上)

- 子どもたちや教職員等の人権意識の向上につなげるため、学校のみならず、家庭教育学級や生涯学習の場面においても、本市独自の人権教育教材集「新版いのち」、「北九州子どもつながりプログラム」等を通じた障害者理解の促進を図ります。

(個別の配慮を必要とする子どもたちを地域で支える意識の向上)

- 本市は「スクールヘルパー日本一」を掲げ、保護者や地域の諸団体のご協力の下、教育活動の充実を図っています。地域の教育的資源を活用した取組を行うことで、市民の間での障害者理解が進むとともに、障害等による個別の配慮を必要とする子どもたちを「地域の一員」として支えていく意識の向上につなげることができます。

また、子どもにとっでも、地域ボランティアと幼少期から関わることで、将来自立した社会生活を送る際に、安心して地域で生活していくための基盤になるものと期待されます。

教育委員会としては、今後も地域とのつながりを大切にしながら、子どもたちにとってよりよい教育環境の整備に努めます。

(就労支援等の充実)

- 障害者の就労支援を担当する保健福祉局とも連携して、本市の特別支援教育や障害者施策、障害者雇用に当たってのサポート体制などに係る行政サイドからの情報提供を積極的に行います。

(特別支援教育に対する理解の促進)

- 特別支援学校や特別支援学級では、地域への学校開放、喫茶コーナーの開設（北九州中央高等学園で随時実施中）、バザー、展示販売、「特別支援学校・特別支援学級合同作品展」、「風船バレー・ボール大会」をはじめとする障害者スポーツの実施など、様々な活動を行っています。

こうした機会を活用して特別支援学校等への訪問や活動にご参加いただくことなどは、特別支援教育やその必要性、意義等について理解の促進に大変有効であると考えます。

ホームページ等を積極的に活用して、市民の皆さんに最新の情報を分かりやすく提供し、本市の特別支援教育に対する理解の促進につなげます。

(子どもたちの頑張る姿を社会にPRする機会の確保)

- 教育的ニーズのある子どもの中には、自分の気持ちや思いを個性豊かな作品や芸術活動・スポーツ活動等を通じて表現することができます。

障害により、なかなか思い通りに体を動かしたり、表現したりすることが難しい場合であっても、こうした発表の機会や他者とコミュニケーションを図る機会が多くあることは、教育的ニーズのある子どもの自己有用感の高ま

りといった点でも大変有効であると考えています。

そのため、本人・保護者の意思も尊重した上で、教育的ニーズのある子どもたちの活動を市民に発表する機会を積極的に作り、障害者理解の促進と他者との交流の機会の確保につなげていくことに努めます。

(「交流及び共同学習」の充実)

- 障害のある子どもと障害のない子ども、あるいは地域の方との「交流及び共同学習」の機会を早期から組織的・計画的・継続的に設けて、相互理解・障害者理解の一層の促進につなげていきます。

(市民や企業との協働による教材・教具・作品の作成)

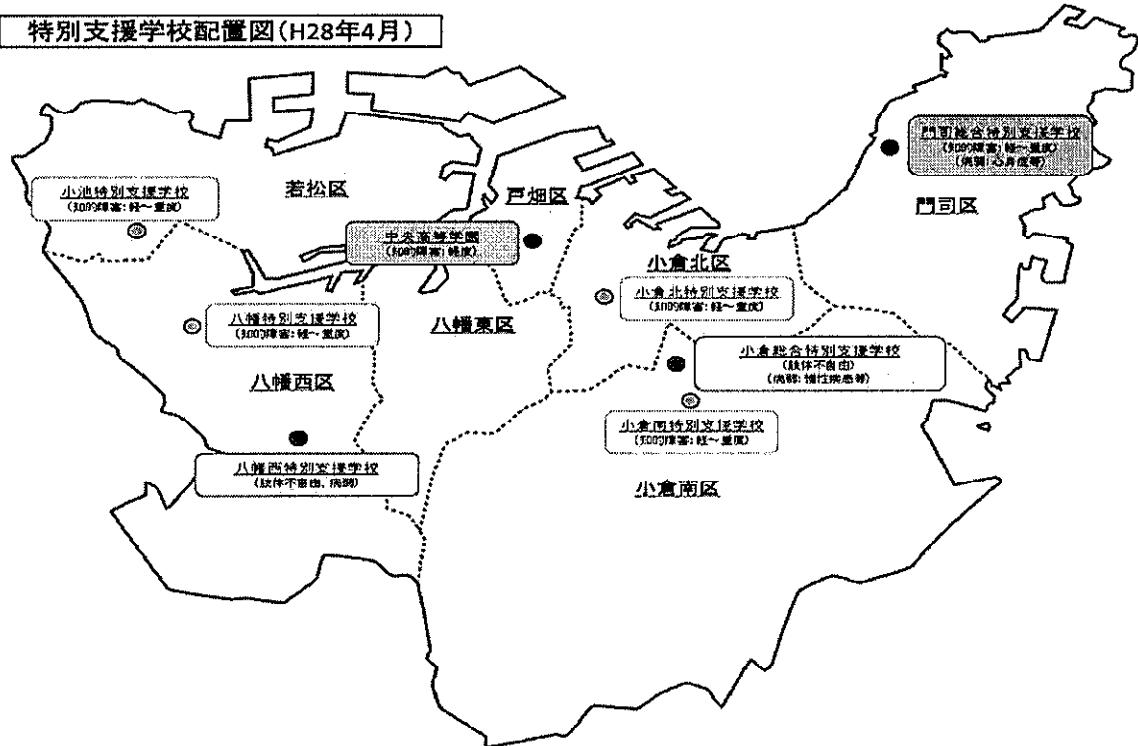
- 特別支援教育においては、様々な教材・教具を扱いますが、その子どもの状態に応じて教職員が手作りすることも少なくありません。

地域の中には、木工や手芸などが得意な方もたくさんおられるので、市民センターのサークルや広報活動等を通じて教材・教具の作成などへの参加を呼びかけ、市民の皆さんが高い特別支援教育に対する理解を体験的に深めていただけるよう、積極的に機会を設定していきます。

5. 施設・設備面の整備（多様な学びの場の整備の在り方等）

主な重点項目	状況
① 教育的ニーズに応じた学校施設・設備の整備	少子化に伴い、我が国の義務教育段階の子どもの数は毎年10万人ほど減少していますが、特別支援教育の対象となる子どもの数は毎年2万人ほど増加しています（この傾向は本市でも同様で、義務教育段階の子どもの数が毎年500～800人ほど減少しているのに対し、特別支援教育の対象となる子どもの数は毎年150～200人ほど増加しています）。
② 特別支援教育の対象者数の増加等への対応	<p>本市では、特に知的障害の子どもの在籍者数が増加の傾向にあり、知的障害を対象とする特別支援学校の過密化が課題となっています。また、子どもたちの障害や教育的ニーズ、病状（疾患）等の質的な変化についても顕著になってきているため、それらに対応できる体制づくりにも取り組む必要があります。</p> <p>平成28年4月の門司総合特別支援学校及び小倉総合特別支援学校の開校により、東部地域の知的障害及び病弱の特別支援学校については一定の改善に向けて動き始めたところです。</p> <p>しかし、西部地域にも上記と同様の課題があることに加えて、医療的ケアが必要な子どもの数が増えている西部地域の肢体不自由特別支援学校については、近隣の医療機関までの距離が離れているなど、緊急時の体制等について改善を求める意見もあります。</p> <p>また、特別支援学校以外の学校にも、知的障害あるいは自閉症・情緒障害のある子どもの在籍率は増加傾向にあることから、安全かつ円滑な学校生活を保証するためにも、計画的に施設・設備の整備を行うことが必要です。</p>

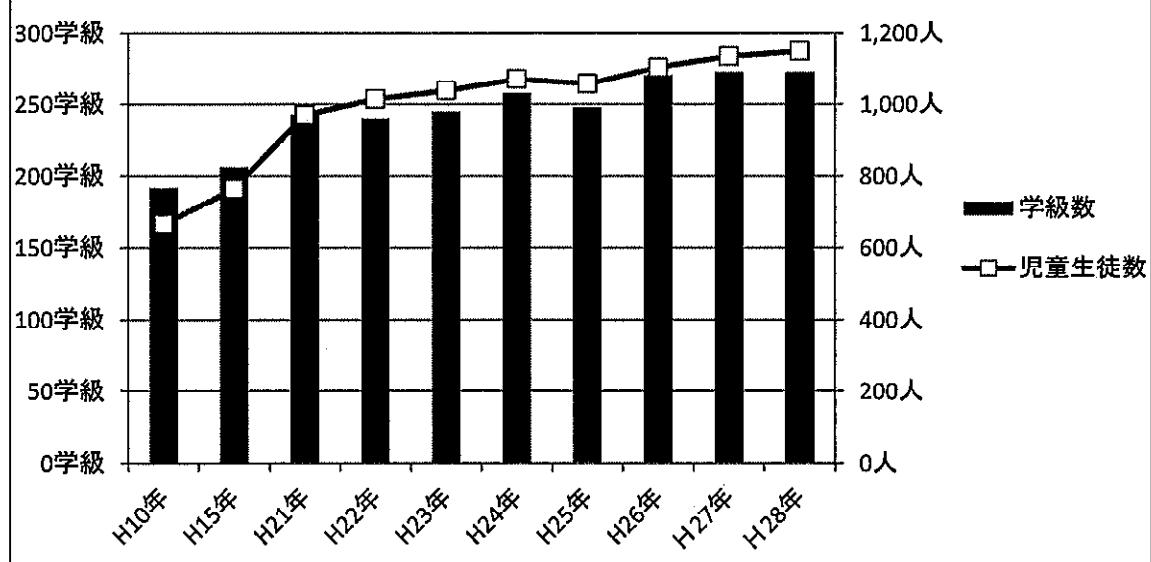
特別支援学校配置図(H28年4月)



【特別支援学校の在籍者数の推移】

	H10	H15	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
学級数	192	206	243	240	245	258	248	271	273	273
児童生徒数	666	765	970	1,015	1,039	1,072	1,059	1,105	1,137	1,151

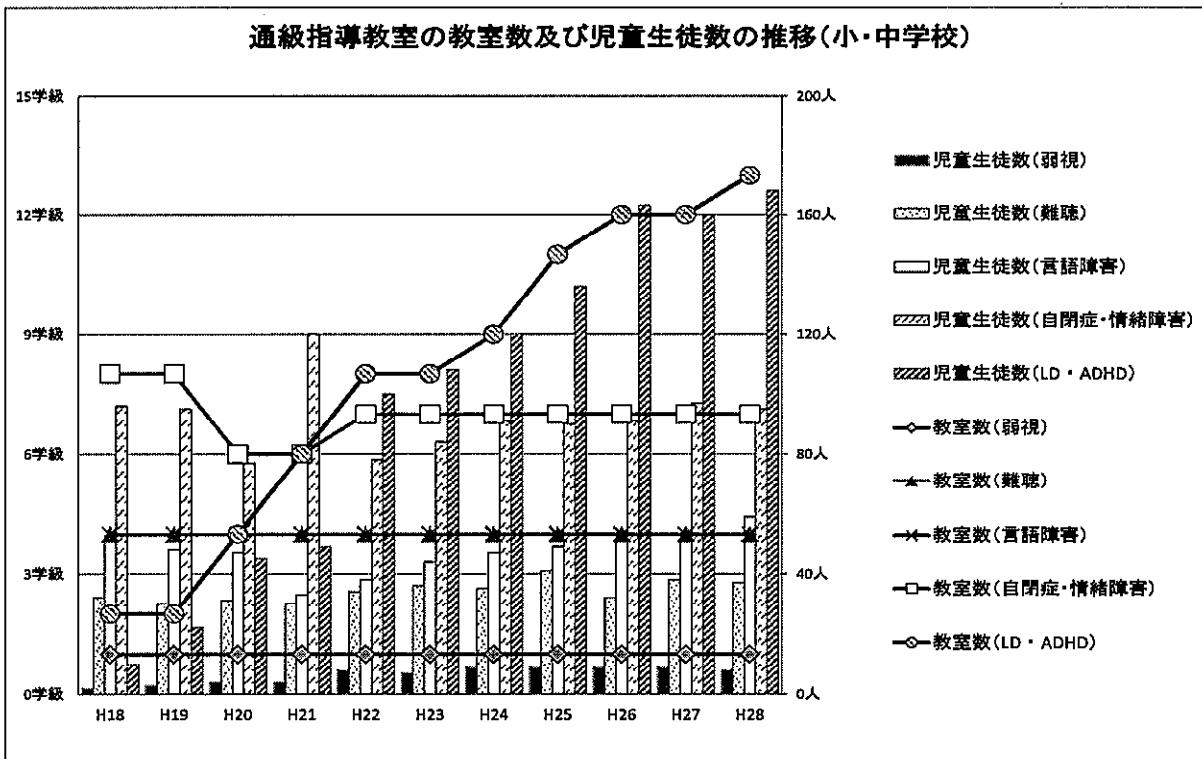
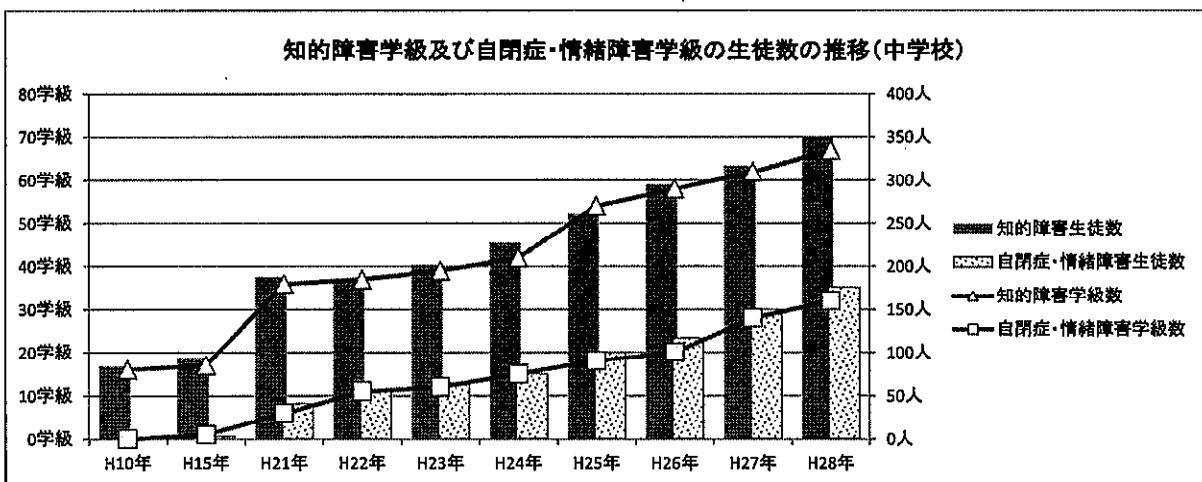
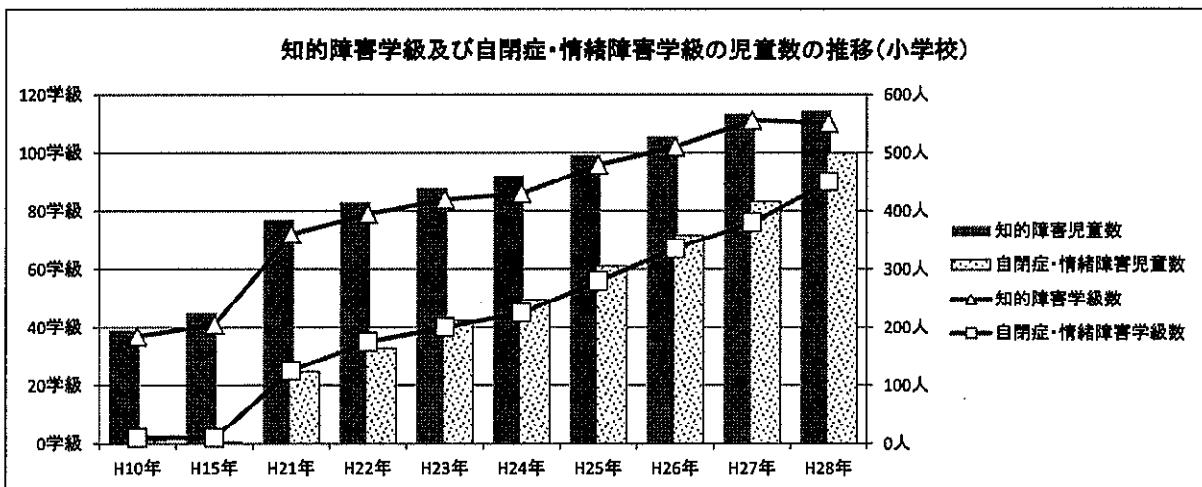
特別支援学校に在籍する児童生徒数の推移



(教育委員会調べ)

【障害のある児童生徒の増加等に伴う特別支援学校の課題（障害種別）】

学校名	課題
<u>小倉南特別支援学校</u> (知的障害)	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障害の児童生徒の増加傾向への対応 ・軽度知的障害の高等部生徒への対応
<u>小倉北特別支援学校</u> (知的障害)	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障害の児童生徒の増加傾向への対応 ・軽度知的障害の高等部生徒への対応 ・在籍者数の増加に伴う教室やスクールバス台数、スクールバスターミナル用スペースの確保 ・運動能力のある知的障害の子どもの運動量に適した運動場の整備（平成28年度の児童生徒数128人に対し、運動場の広さは約700m²※） <p>※実際には約1,400m²あるが、スクールバスの乗り入れにより、運動場としてのスペースが限られている。</p>
<u>門司総合特別支援学校</u> (知的障害、病弱（心身症等）)	(平成28年4月に開校)
<u>小倉総合特別支援学校</u> (肢体不自由、病弱(慢性疾患等))	<p>(平成28年4月に開校)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病弱の児童生徒受入れのための環境整備
<u>小池特別支援学校</u> (知的障害)	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障害の児童生徒の増加傾向への対応 ・隣接する小池学園の児童生徒を受け入れる場合、複数障害への対応 ・児童生徒数の増加に伴う教室やスクールバス台数、スクールバスターミナル用スペースの確保 ・知的障害の児童生徒の運動量に適した運動場の整備（平成28年度の児童生徒数104人に対し、運動場の広さは約750m²）
<u>八幡特別支援学校</u> (知的障害)	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障害の児童生徒の増加傾向への対応 ・軽度知的障害の高等部生徒への対応 ・運動能力のある知的障害の児童生徒の運動量に適した体育館の整備（平成28年度の児童生徒数165人に対し、体育館の広さは約400m²）
<u>八幡西特別支援学校</u> (肢体不自由・病弱)	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケアを必要とする重度・重複の児童生徒が増加しているが、学校から医療機関までの距離がある（緊急対応が必要な場合があるため、近いことが望ましい）。 ・病弱の児童生徒受入れのための環境整備 ・病弱特別支援学校における障害や病状（疾患）等の「質的な変化」への対応
<u>北九州中央高等学園</u> (知的障害)	<ul style="list-style-type: none"> ・定員増に伴う生徒数の増加により、作業室等が過密化 ・増加する軽度知的障害の生徒の受入れが困難 ・知的障害特別支援学級の増加とともに、高等部進学を希望する生徒が増加



(教育委員会調べ)

<目指す方向性>

(施設・設備面の整備)

- 特別支援学校、特別支援学級、通級による指導あるいは通常の学級における学習環境については、文部科学省から示されている「学校施設整備指針」等も踏まえて、引き続き整備を図っていきます。

また、学校は教育を行う施設であると同時に、選挙時には投票所、災害時には避難所など、地域生活に直結した様々な役割を果たす場でもあることから、学校施設の改修等の際などには、建物の構造的に可能な範囲で、その学校で学ぶ子どもたちはもちろん、市民も安全かつ快適に利用できる学校施設・設備の整備に努めます。

<具体例>

- ・ 学校新設時等のバリアフリー対策（エレベーターの設置など）
- ・ スロープや階段手すりの設置

(教育環境の整備)

- 教育的ニーズがある子どもたちへの支援に当たり、ICT機器等の支援ツールの活用が有効である場合があります。子どもの実態や状況、時代の流れ等に応じた教育環境の整備について引き続き取り組んでいきます。

(特別支援学級の設置)

- 知的障害のある子どもたちが公共交通機関を利用して他校に通学することが困難である状況等を鑑み、知的障害特別支援学級の設置を計画的に進めています。
- 自閉症・情緒障害の特別支援学級に在籍する子どもたちは、知的な遅れがないことから、自立活動以外の学習は通常の学級の教育課程に基づいて行っています。

計画的な設置は進めていくものの、自校への自閉症・情緒障害特別支援学級の設置や他校の特別支援学級に通うことが難しい場合には、教職員による手厚い支援や支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の配置（派遣）・活用により十分に配慮するようにします。

将来の自立した社会生活に向けたコミュニケーション能力の育成や社会で生活する上でのマナーやルール等に関する指導・支援を充実させることにより、子どもたちが日常生活や学校生活の中で感じる不安や悩みの解消につなげます。

(通級指導教室の設置)

- 通級指導教室の設置についても計画的に進め、子どもたちが学習・生活の場面で感じる不安や悩みの解消に結び付けていきます。

(特別支援学校の再編整備)

- 特別支援学校の再編整備を検討する際には、新築・移転、現学校の空き教室や学校の統合等によって使われなくなる校舎等の有効活用など、子どもたちが通学しやすく、学びやすく、快適な特別支援学校の整備に努めます。
- 西部地域の特別支援学校の環境整備は、東部地域の再編整備によって得られた効果等も十分に生かした形で検討を行います。
その際には、知的障害特別支援学校の大規模化の解消や病弱特別支援学校の障害の質的な変化に対応するための総合化も視野に入れながら、余裕教室の確保、通学のしやすさ、医療機関との連携の取りやすさなどを十分に考慮します。